

事務事業名	女性のための法律相談事業		会計	一般会計	実施区分	継続		
			事業種別	政策	開始	終了		
H29作成課等名	男女共同参画課	H29係等名	男女共同参画係	H28担当課等名	男女共同参画課			
基本計画上の位置づけ	政策	2	地育力によるこころ豊かな人づくり					
	施策	25	共に歩む社会づくりの推進					
目的	対象(誰・何を)	女性の市民			指標名及び単位		28年度数値	
	意図(どういう状態にするか)	男女が対等に生きられる社会の実現			飯田市の女性人口(人)		52746	
	向上させたい上位施策の成果指標	法律相談を利用した人の人数						
目標	種別	指標名及び単位		27年度計画	27年度実績	28年度計画	28年度実績	備考(指標変更など)
	成果指標	法律相談を利用した人の人数(人)		60	67	60	69	
	成果指標	法律相談がトラブル解決の一助となった割合(%)		100	100	100	100	
定性目標								
事業概要	<p>・男女間のトラブルを解決する一助とするため、市内在住の女性を対象とした「女性のための法律相談」を毎月1回実施する。事前予約制、毎月1回6人まで、相談時間は1人30分。相談は、市内の弁護士が毎月交代で対応し、面談により事情を聴取して法律に基づいた問題解決の方向を助言する。相談内容は、離婚、離婚に伴う親権・養育費・慰謝料・財産分与などに関するものが多く、その他、相続、DV、セクハラ、金銭問題など多岐にわたる。</p> <p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として女性を対象とする。人権擁護のための行政サービスであること、相談女性の多くが経済的弱者であること等から、無料相談としている。 ・多くの人が相談できるよう、同一案件での相談は1人1回までとする。 ・健康福祉部及び社会福祉協議会による相談事業と連携して、効果的な相談・支援を行う。 							
28年度事業内容	事業内容			名称		活動指標		
	1 弁護士による無料法律相談(毎月1回)			1 相談開催数 利用者数		1 12回 69人		
事業コスト		27年度決算額	28年度予算額	28年度決算額	29年度繰越額	特定財源内訳、補足		
事業費計(千円)①		360	360	360	0			
国庫支出金								
県支出金								
起債								
その他								
一般財源		360	360	360				
人件費計(千円)②		358	358	358	0			
正規職員所要時間		100	100	100				
臨時職員所要時間								
総事業費①+②		718	718	718	0			
事業内容・目標達成状況の振り返り		<p>・広報いいだ、FMラジオ、ケーブルテレビ等で広報を行い、できるだけ短時間で解決できるように、事前に概要を聞き取り、相談員(弁護士)に伝えておくなどスムーズな相談業務を行った。</p>						
改革改善の考え方	①問題点	<p>・相談は予約制をとっているが、当日になってからのキャンセルが若干発生する。</p> <p>・県や松本市では、男性のための相談日を実施しており、当市での実施について検討する必要がある。</p>						
	②改革提案	<p>・短時間で相談の効果が上がるよう、事前に概要の聞き取りを行い、相談者の都合や相談時間の希望を聞き取るなどにより、できるだけキャンセルを少なくする。</p>						